

西東京市 第2次男女平等参画推進計画

～一人ひとりが自分らしく自立しいきいきと個性と能力を発揮できる社会をめざす～

Laws shall be enacted from the standpoint of individual dignity and equality of sexes.

平成21年3月

西東京市



計画の概要

計画の意義

日本国憲法で個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、各種の法制度は概ね男女に平等になってきました。しかし人々の意識や態度、制度や習慣の面では十分とは言えず、女性はもとより男性にも生きにくい社会となっています。また、少子高齢化や家族形態の多様化、グローバル化などの経済・社会の大きな変化により、従来の制度では対応できない新しい課題が生じています。

社会や地域が今後も活力を維持し、発展していくためにも、性別や年齢にかかわらず、その個性と能力を発揮することが大変重要です。西東京市が今後も平和で暮らしやすいまちとなるため、第1次計画をふまえ、男女平等参画社会の実現をめざして、市民と行政がともに積極的に取り組む第2次男女平等参画推進計画を策定します。

計画の目的

市が行う男女平等参画推進の基本方針を示すと同時に、男女平等参画社会実現のための直接的・間接的な取り組みを体系化し取りまとめ、その施策を推進することを目的とするものです。

計画の期間

2009(平成21)年度

必要に応じ随時見直し

2013(平成25)年度

計画の性格・位置づけ(1)

『男女平等参画社会基本法』第14条、「市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」です。

計画の性格・位置づけ(2)

「西東京市総合計画」や「地域福祉計画」「子育て支援計画」などの関連する他計画との整合性を図りながら策定したものです。

計画の性格・位置づけ(3)

市の施策をすすめるための行政の計画であるとともに、市民と協働で取り組むことを前提にした計画です。

計画の基本理念

～わたしたちがめざす社会～

一人ひとりが自分らしく自立し いきいきと個性と能力を発揮できる社会

男 女が性別により差別されることなく、人権を尊重する社会

子 育てや介護、その他の家庭生活に、男女が対等な立場で参画し、ともに責任を担う社会

自 分の意思と責任により、多様な生き方の中から自分らしい生き方を選択することができる社会

仕 事や地域活動などの社会生活に、男女が対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会

計画の性格・位置づけ(4)

「西東京市男女平等参画推進委員会」での検討を中心に、「男女平等市民意識調査」や「市民説明会」の意見などを踏まえ、策定したものです。

計画の性格・位置づけ(5)

取り組みの主な担当課を記載していますが、関連部課で連携をし、全庁的に取り組んでいくことを前提とします。

計画の性格・位置づけ(6)

市民参加のもと、策定後の取り組みの実施・点検・評価を行い、実効性の確保に努力します。

計画の性格・位置づけ(7)

計画のうち、市の行政権限を越える課題については、国・都や関係機関、事業主等に対して、積極的に働きかけていきます。

計画の基本的立場

- ◆すべての男女を対象とし、性別により異なる扱いがされない社会をめざします。
- ◆妊娠・出産に関する女性特有の機能について保護の対象とすることは、男女平等に反するものではなく、社会として必要なことと考えます。

- ◆差別の結果生じている男女間の格差を改善するためには、必要な範囲において男女のいずれか一方に対して、参画の機会を積極的に提供する必要があると考えます。

取り組みの視点

個性を尊重する意識づくり

平等参画を実現するための支援

人権の尊重

取り組みの領域

“学び”で身につける男女平等

“家庭生活”を豊かにする男女平等

“働く場”で実践する男女平等

“まちづくり”をすすめる男女平等

“人権”を守る男女平等

計画を着実にすすめる推進体制

計画の体系

取り組みの領域

取り組みの方向性

施策

“学び”で身につける男女平等

1 男女平等の意識づくり

多様な機会を活用して男女平等に関する情報の提供・発信を行います。また、生涯を通じてあらゆる場において学習機会を提供し、一人ひとりが個々の問題を解決できるための支援を行います。

- ①男女平等推進のための情報発信の提供・発信
- ②男女平等に関する学習機会の提供
- ③男女平等に関する調査研究の実施と活用

2 家庭・地域・学校における男女平等教育・学習の推進

これまでの教育や学習を、ジェンダーの視点で再点検し、男女平等に即した教育・学習となるよう働きかけます。また、保護者・保育士・教員等に対し、男女平等意識の醸成を図ります。

- ①男女平等に基づいた教育・学習の実施
- ②保護者・保育士・教員等の男女平等意識の醸成

3 家庭における男女平等参画促進

男性が家事・育児・介護にかかわるという意識を男女ともにもつことと、男性自身が生活力を身に付けていく必要があることへの気づきを促すきっかけとして、また技術取得の場として多様な講座等を開催し、機会の提供を行います。

- ①男女の意識改革と生活技術取得への支援

“家庭生活”を豊かにする男女平等

4 子育てへの社会的支援の充実

仕事と子育ての両立支援をより一層充実させていきます。さらに子育てをしている親等への支援を含めた子育て支援のサービスを充実させます。また、地域で支えあうしくみづくりや、子育て家庭同士のネットワークづくりへの支援をすすめます。

- ①子育て支援サービスの充実
- ②地域での子育て支援の促進

5 介護への社会的支援の充実

高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするため、地域での支えあいのしくみづくりをすすめると同時に、介護サービス基盤の充実を図ります。

- ①地域での支えあいのしくみづくり
- ②介護サービスの充実

6 働く場での男女平等参画促進

育児等で仕事を離れた女性の再就職の支援など、就労機会の拡大を図ります。また、労働相談等を通じ、職場での男女差別等の課題解決を支援します。働く場での男女平等参画推進のためにポジティブ・アクションの推進等に取り組みます。

- ①女性の就労機会の拡大
- ②職場における制度・慣行の見直し
- ③ポジティブ・アクションの推進
- ④女性農業者への支援

“働く場”で実践する男女平等

7 ワーク・ライフ・バランスの実現

国や都などの関係機関と連携して、育児・介護休業などの各種制度の周知や職場の雰囲気・環境の改善、労働時間の短縮に向け、事業者・市民への啓発を行い、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

- ①ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意義の普及・啓発
- ②労働時間短縮に向けた取り組み
- ③育児・介護休業の取得促進

8 多様な働き方を支援する環境の整備

さまざまな就業形態の人々の利益や権利・事業者が守るべき指針・関係法令などについての確かな情報提供を行います。また、起業（企業・NPO）を目指す女性に対して、情報提供、相談、学習機会の提供を行い、支援の充実を図ります。

- ①均等待遇に基づく多様な働き方への支援
- ②女性の起業（企業・NPO）、自営業への支援

計画の体系

取り組みの領域

取り組みの方向性

施策

“まちづくり”をすすめる 男女平等

9 政策・方針決定の場への女性の参加促進

市の政策を検討する審議会や委員会等、これまで女性の参画が少なかった分野において、積極的に女性の登用をすすめていきます。

- ①審議会・委員会等への女性の積極的登用
- ②人材に関する情報の収集と整備

10 地域活動への男女平等参画促進

地域のなかで活動への参加・参画を阻害するような要因をできるだけ取り除き、市民の地域活動への積極的な参加を促進します。

- ①地域活動の意思決定場面への女性の参画促進
- ②地域活動等への男性の参加拡大
- ③男女平等参画の視点での市民活動団体との協働
- ④国際理解・国際交流の推進
- ⑤活動しやすい環境の整備

11 相談体制の充実と支援

相談に応じる相談員の資質向上や、各種相談や関連機関との連携をとるなど、相談者の立場にたった相談体制の充実を図ります。

- ①相談の充実
- ②相談員の資質の向上
- ③各種相談や関連機関との連携

12 女性をとりまくあらゆる暴力の防止

専門性をもった相談員による相談や、支援機関の情報提供などの取り組みをすすめていきます。また、女性に対するさまざまな暴力は許されないものであるという認識を広めていきます。

- ①ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援
- ②セクシャル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等への適切な対応

13 性と生殖に関する健康支援

生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、性や生殖をめぐる健康上の問題に対する情報提供や支援を行います。

- ①からだと性に関する正確な情報の提供
- ②女性専門医療の充実に向けた取り組み

14 援助を必要とするひとり親家庭等への支援

家事・育児との両立の困難から社会的支援を必要とするひとり親や、高齢者や障がいのある人、その家族など、さまざまな困難を抱える市民に対し支援していきます。

- ①ひとり親家庭への支援
- ②高齢者への生活支援
- ③障がいのある人への支援

15 男女平等推進センターの充実

人権尊重の理念を深く社会に根付かせ、男女平等推進センターの充実をすすめます。

- ①女性相談の充実
- ②学習機会の提供の充実
- ③情報機能の充実
- ④交流とネットワークの促進と支援

16 庁内推進体制の整備

計画をより着実に実施していくためには、関係部課の連携、組織横断的な推進体制や調整機能の強化が不可欠です。また、行政だけでなく、市民、事業者、市が連携し協働していくことが重要です。

- ①横断的組織の確立
- ②男女平等参画担当部署の調整機能強化
- ③国・都・NPO等関係機関との連携促進
- ④男女平等推進条例の検討
- ⑤苦情処理機関設置の検討

17 庁内の男女平等の推進

職員が十分にその能力を発揮するよう、人材の育成や環境の整備に努めるとともに、職員のワーク・ライフ・バランスの実現をめざし女性の管理的立場への参画を促します。

- ①職員の男女平等に関する理解促進
- ②市発行物における男女平等の徹底
- ③管理的立場における女性職員の参画促進および女性職域の拡大

18 計画の進行管理

計画が着実に実行されているかを把握するために、目標に対する進捗状況の評価が必要です。また、社会環境の変化に応じた見直しや改善のため、市民の声を反映させるためのしくみづくりが必要です。

- ①市民参画の恒常的推進組織による計画の進行管理

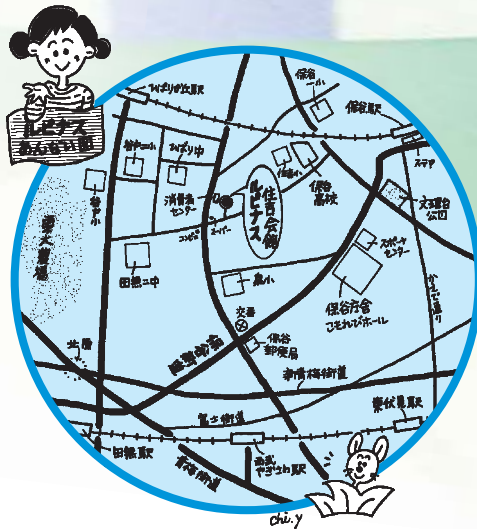
計画を着実にすすめる 推進体制

～ 西東京市男女平等推進センター宣言 ～

性、国籍、年齢などの違いや障害の有無にかかわらず、
女性たちはもとより、あらゆる人びとが、
ここにくれば、いろいろな人に出会え、結びつきが生まれる。
ここにくれば、互いに解放され、自己をみつめることができる。
ここにくれば、悩みを語り、共有し、解決に導ける。
ここにくれば、共に学び、考え、行動することができる。

また、
ここにくれば、老いも若きも、女も男も、すべての人が元気になれる。
そして、
ここが、世界の平和を創り出す場となるとともに、
西東京市民すべての人の、自由と平等に寄与することを願います。

男女平等推進センター パリテ



- * 西東京市はなバス第5ルート
消費者センター・商工会前・住吉会館バス停車
徒歩1分
- * 西武池袋線「保谷」駅よりバス、
西武新宿線「田無」「西武柳沢」駅より保谷
駅行きバス保谷郵便局前下車 徒歩7分
- * 西武池袋線「ひばりヶ丘」駅より徒歩15分

西東京市第2次男女平等参画推進計画（概要版）

平成21年3月

発行：西東京市 生活環境部 生活文化課

〒202-0005 西東京市住吉町6-15-6 住吉会館内
男女平等推進センター パリテ（男女平等推進係）
TEL 042-439-0075 FAX 042-422-5375（共用）



古紙配合率100%再生紙を使用しています



Trademark of American Soybean Association